

定款

1982年11月27日 改訂
1983年11月26日 改訂
1985年11月29日 改訂
1989年11月29日 改訂
1990年 4月 1日 改訂
1991年 6月27日 改訂
1991年 8月 1日 改訂
1994年 6月29日 改訂
2000年 6月29日 改訂
2001年 6月28日 改訂
2002年 6月27日 改訂
2003年 6月27日 改訂
2004年 6月29日 改訂
2007年 6月28日 改訂
2009年 6月26日 改訂
2014年 6月27日 改訂
2016年 6月29日 改訂
2022年 6月29日 改訂
2022年 10月1日 改訂

任天堂株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、任天堂株式会社と称し、英文では、Nintendo Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. トランプ類の製造および販売
2. 娯楽用具、運動用具、音響機器および乗物の製造および販売
3. 事務用機器および事務用品の製造および販売
4. 教材、育児用品、家庭用品および電気用品の製造および販売
5. 印刷、出版および紙製品の加工および販売
6. 合成樹脂、金属および木製品の加工および販売
7. ゲーム、映像および音楽等のコンテンツの制作、製造および販売
8. 前号のコンテンツに係る電子応用機器および装置の開発、製造および販売
9. 医療機器および健康機器の開発、製造および販売
10. コンピュータソフトウェアの開発、製造および販売
11. コンピュータネットワーク等を利用した情報処理および情報提供サービス事業
12. 電気通信事業ならびに通信関連技術の開発および販売
13. 放送事業ならびに放送関連技術の開発および販売
14. 不動産の売買、賃貸借、管理および仲介
15. 金融業および有価証券の売買
16. 損害保険代理業および生命保険募集業
17. 飲食店、売店および娯楽場の経営および投資
18. スポーツ、映画およびその他の文化事業の企画および興業
19. キャラクター商品の企画、製造および販売
20. 知的財産権の許諾
21. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を京都市に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、40 億株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使方法は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 本定款で定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

- 2 当会社の株主総会は、本店の所在地またはその隣接する地において開催する。

(株主総会の招集権者および議長)

第 15 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 19 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名を選定するほか、取締役会長 1 名および取締役副社長を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

- 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(相談役および顧問)

第31条 当会社は、必要に応じ相談役および顧問を若干名置く。
2 相談役および顧問の選任および報酬その他の事項は、取締役会でこれを定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 38 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないとときは、会計監査人は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当)

第 41 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、期末配当を行う。

(中間配当)

第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間等)

第 43 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金に対しては利息をつけない。

附 則

(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)

第 1 条 2016 年 6 月 29 日開催の第 76 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

以上